飯高とっときたより

第173号

～令和７年２月～

発行：松阪市飯高地域振興局

電話：４６－７１２１

https://www.city.matsusaka.mie.jp/

税の申告がはじまりました。

申告相談の予約はお済みですか？

税の申告相談は、混雑を緩和するため事前予約制とさせていただいております。申告相談会場をご利用の方はあらかじめご予約をお願いします。（既に終了している会場もありますのでご注意ください。）

※申告される方１人につき１枠予約が必要です。（ご夫婦の場合は、２枠予約）

詳細につきましては**「広報まつさか１月号」**をご覧ください。

◆インターネット予約◆　https://logoform.jp/form/TY2e/827961

◆電　話　予　約◆　市民税課：２６－８４８９
地域住民課：４６－７１１７

予約フォーム
二次元バーコード

※所得税の確定申告のうち「住宅借入金等特別控除」・「譲渡所得関連」・「青色申告」などの複雑なもの、消費税・贈与税の確定申告は税務署が実施する確定申告会場をご利用ください。

（問）　市民税課市民税係　☎　５３－４０２９，４０２７

森林内の有害鳥獣被害にお困りの方へ補助金のご案内

松阪市林業振興課では、野生鳥獣による森林被害を未然に防止するために、防護柵等の設置及び修繕に必要な経費の一部を補助します。

●対　　象／森林内の苗木植栽地や特用林産物栽培地（原木しいたけ等）に対する防護柵設置・修繕の資材費

●補助金額／上限額５０，０００円（対象資材経費の合計額の２分の１）

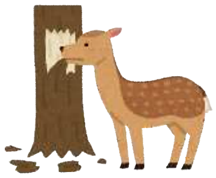

※施工される前に申請書等をご提出いただく必要があります。
詳細につきましては、林業振興課までお問い合わせください。

（問）林業振興課（飯高地域振興局内）　☎ ４６－７１２４

【３月開催】まるごとサロンのご案内

４日(火)：飯高地域振興局　２階　第一委員会室
会場都合により卓球はお休みです。サロンは実施します！

１１日(火)：旧川俣出張所　２階
１８日(火)：飯高保健センター
２５日(火)：飯高林業総合センター

◇林業総合センターでは卓球ができます！室内シューズを御持参ください。
◇開催時間は、各日**午後１時から午後３時**です。
◇どの地区にお住まいの方でも、ご希望の会場へお越しいただけます。

（問・申）飯高 福祉まるごと相談室　☎ ４６－７１１６

飯高Ｂ＆Ｇ海洋センター事務職員を募集します

時　　間	午前８時半～午後５時（休憩：正午～午後１時）
勤 務 地	飯高Ｂ＆Ｇ海洋センター（飯高町七日市８３４番地）
業務内容	施設管理補助、来館者対応、簡単なパソコン入力を伴う事務
時　　給	１，０２３円　※収入　月５～６万円程度（２㎞以上通勤手当あり）
定　　員	１名
勤 務 日	月７～９日（シフト制・土日祝日勤務日が月２～４日入ります） ※勤務月により変動あり ※勤務条件により有給休暇、夏季休暇等あり

（問）西部教育事務所　☎ ３２－２３００

飯南眼科クリニック休診のお知らせ

２月２２日（土）

お薬が切れないよう、早めに受診して下さい。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。

（問）飯南眼科クリニック ☎ ３２－２２０５

消防団員を募集しています

　消防団は、地域に密着した消防機関として「**自分の街は自分たちで守る**」という使命感のもと、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っています。
　また、災害のない場合でも、訓練のほか、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動などを行い、災害を未然に防いだり被害を軽減したりするために日々活動しています。

　地域を支える一員として、一緒に活動してみませんか。消防団は、学業や職業と両立しながら活躍できます。
　防火訪問、広報活動等、火災予防面の活動を中心に行う女性団員、式典等で勇壮な演奏を披露するラッパ隊員も募集しています。

（問）地域振興課 ☎ ４６－７１１１

宮前診療所休診のお知らせ

３月　１日（土）

一日休診とさせていただきます。よろしくお願いします。

（問）宮前診療所 ☎ ４６－０００３

西部水道浄化槽事務所からのお知らせ

公共浄化槽の使用者変更などの手続きについて

市が管理している公共浄化槽の適切な維持管理を行うため、次の場合は手続きが必要です。

- **転入、転出、死亡など使用者の変更がある場合**
- **空き家などの売買、賃貸で使用状況の変更がある場合**
- **長期不在などの休止状態から再開する場合**

など

市ホームページはこちら

手続きが必要か悩まれる方はお気軽にご相談ください。

公共浄化槽使用料の減免制度について

公共浄化槽の使用料について、次の減免条件に該当する場合、使用料の減額が可能です。
減免を希望される方は申請の手続きが必要です。

【減免条件】
(1) 住民税非課税世帯のうち、世帯全員が７０歳以上の場合
(2) 住民税非課税世帯のうち、６５歳以上で独居の場合
(3) 住民税非課税世帯のうち、世帯全員が重度障がい者又はこれに準じる場合
(4) 生活保護世帯の場合
(5) １０人槽及び８人槽を使用しており、使用人数が６人以下の場合（２世帯住宅は除きます）

【減免期間】　申請書提出月の翌々月分～令和７年７月分

年度途中でも課税状況や年齢到達、転出や死亡など
使用状況が変わったことによって、減免が可能となる場合があります。

※減免申請は 毎年度、提出が必要です。
また、減免の条件に該当しなくなった時も届出が必要です。

申込フォームはこちら

（問）西部水道浄化槽事務所　☎ ４６－７１２３

地域おこし協力隊

vol. 2

く　ぼ　ち　はる
『久 保 千 晴』の活動日記

１０月から松阪市地域おこし協力隊として活動をしております。久保千晴です。

今回は私が地域おこし協力隊になってから企画して商品化した、飯高栃谷の波瀬割箸を紹介させていただきます。

波瀬割箸の存在を知ったとき、これはとても魅力のあるアイテムなのではないのかな？と思い、さっそく私がデザインした可愛い焼き印を押し、箸袋に入れて可愛くてポップな割箸に仕上げてみました。この割箸は試験的に12月7日・8日に名古屋で開催されたクリエイターズマーケットで出品し、多くのお客様に喜んでいただける結果となりました。

また、１２月中旬にはこの波瀬割箸を通販サイトのminneでも販売を始めました。これにより最初に制作した２００袋がほぼ完売でき、出荷も終わり、ようやく安堵しているところです。

これからこの割箸が飯高地区の新しい名物として皆さんにも見ていただけるように、今後も活動できればいいな、と思っております。

松阪市地域おこし協力隊の Instagram

松阪市地域おこし協力隊の Facebook

※地域おこし協力隊・・・人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度です。

「移住＆空家バンク」のご相談について

【内　容】① 移住に関する相談　　② 空家バンクに関する相談
【対　象】・松阪市への移住をお考えの方・松阪市中山間地域の空家をお探しの方
・松阪市中山間地域の空家を売りたい、貸したいとお考えの方
※松阪市中山間地域：飯南・飯高・嬉野（宇気郷／中郷）

（問）まつさか移住交流センター（松阪市飯高町宮前 179-1）
☎　６８－９７８２（飯高茶屋内）
営業時間：午前９時～午後５時　休業日：祝祭日及び年末年始